

2025年3月5日

「クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.0版】」を取りまとめました

クレジット取引セキュリティ対策協議会

クレジット取引セキュリティ対策協議会^(注1)（以下「協議会」という）（議長 中央大学法科大学院 笠井 修 教授）では、2025年3月4日に第12回本会議を開催し、「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」という）【6.0版】」^(注2)を取りまとめました。

協議会では、我が国のキャッシュレス社会において、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するよう、引き続きクレジットカード取引に関係する幅広い事業者と連携しつつ、セキュリティ対策の強化に向けた取組を推進してまいります。

1. 背景

クレジットカード情報の盗用による非対面取引におけるクレジットカード利用時の不正利用の被害が依然として高い水準で推移しています。その原因としては、EC加盟店のWebサイトの脆弱性をついた不正アクセス、大量かつ連続する不正アタックによるクレジットカード番号の有効性確認、フィッシング等により窃取されたクレジットカード情報やECサイト利用者のログインID・パスワード等が、EC加盟店で悪用されていることが考えられます。

これらの状況を鑑み、クレジットカード情報の窃取及び不正利用を防止するための新たな対策を盛り込んだ、ガイドライン【6.0版】を取りまとめました。

2. 主な改訂ポイント（詳細は別紙参照）

ガイドライン【6.0版】では、EC加盟店におけるカード情報保護対策として、『EC加盟店のシステム及びWebサイトの「脆弱性対策」の実施』、不正利用対策として、「EMV 3-D セキュアの導入」と「適切な不正ログイン対策の実施」をそれぞれ指針対策に追加いたしました。

これにより、各関係事業者が実効性あるセキュリティ対策を実現することで、EC加盟店におけるクレジットカードの不正利用被害の抑制に繋げるものです。

3. 関連リンク

■クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.0版】

（一般社団法人日本クレジット協会ホームページ）

<https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

(注1) クレジット取引セキュリティ対策協議会は、国内のクレジットカード取引において「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目的として、クレジット取引に関わる幅広い事業者及び行政等が参画し、2015年（平成27年）3月に設置された。協議会事務局を一般社団法人日本クレジット協会が務めている（委員・オブザーバー 一覧は別添参照）。

(注2) クレジットカード・セキュリティガイドラインは、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」において割賦販売法で義務付けられているカード番号等の適切な管理及び不正利用防止措置の実務上の指針として位置付けられ、ガイ

ドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を適切に講じている場合には、セキュリティ対策に係る法令上の基準となる「必要かつ適切な措置」を講じているとみなされる。ガイドラインにおいては、同法で規定される措置に該当する部分を【指針対策】と記載している。

◎お問い合わせは以下までお願いいたします。

クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局

一般社団法人日本クレジット協会 業務部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 住生日本橋小網町ビル

TEL : 03-5643-0011

投稿先：東商記者クラブ・日銀記者クラブ

2025年3月5日

クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.0版】の主な改訂ポイント

クレジットカード取引セキュリティ対策協議会

1. EC加盟店におけるカード情報保護対策への指針対策の追加

・EC加盟店のシステムやWebサイトのウィルス対策、管理者の権限の管理、デバイス管理等の「脆弱性対策」の不備を原因としたカード情報漏えいを防止するため、『EC加盟店のシステム及びWebサイトの「脆弱性対策」の実施』を、EC加盟店におけるカード情報保護対策の指針対策に追加。

2. EC加盟店における不正利用対策への指針対策の追加

(1) EMV 3-D セキュアの導入

・カード会社（イシューア）による本人確認が適切に行われるための措置として、「EMV 3-D セキュアの導入」をEC加盟店における不正利用対策の指針対策に追加。

(2) 適切な不正ログイン対策の実施

・カード決済前の場面において、不正なアカウント登録や本人になりすましたログインを防止するために、「適切な不正ログイン対策の実施」をEC加盟店における不正利用対策の指針対策に追加。

3. 不正顕在化加盟店・高リスク商材取扱加盟店における指針対策の変更

・不正顕在化加盟店における不正利用対策の指針対策を、「類似の不正利用の発生を防止するために、不正利用の発生状況等に応じて、本ガイドラインが掲げる不正利用対策から適切な対策の追加導入」へ変更。

・高リスク商材取扱加盟店は、従来の4つの方策の指針対策を見直し、「相対的にリスクが高い商材」としてリスクベースによる適切な対応に変更。

4. MO・TO取引取扱加盟店における指針対策の変更

・MO・TO取引取扱加盟店における不正利用対策の指針対策として、リスクや被害状況に応じた非対面不正利用対策の導入へ変更。

5. その他

(1) 指針対策の追加・変更に伴う関係事業者におけるEC加盟店へのサポート等

・EC加盟店がカード情報保護対策と不正利用対策を適切に実施するために、関係事業者それぞれが、EC加盟店のカード情報保護対策・不正利用対策の内容を理解した上で、システムの構築・提供・維持・管理の実施やEC加盟店への必要な助言、情報提供等のサポートを行う。

(2) 対面取引加盟店における「サイン取得による本人確認」・「PINバイパスの廃止」

・本人確認としての「サインの取得」を行わない運用とすることを推奨、本人確認として「PIN

の入力」が必要。

・「PIN バイパスの廃止」は、加盟店における運用面での停止又は決済端末の当該機能の停止により対応。

以上

クレジット取引セキュリティ対策協議会
本会議 委員・オブザーバー 一覧

【委員】

＜カード会社＞ 10社

イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)オリエントコーポレーション、(株)クレディセゾン、
(株)ジェーシービー、(株)ジャックス、トヨタファイナンス(株)、三井住友カード(株)、
三菱UFJニコス(株)、ユーシーカード(株)、楽天カード(株)

＜加盟店＞ 8社

(株)ジャパネットホールディングス、(株)JTB、J. フロントリテイリング(株)、
(株)三越伊勢丹ホールディングス、ユニー(株)、(株)ヨドバシカメラ、LINE ヤフー(株)、
楽天グループ(株)

＜決済代行業者(PSP)＞ 1団体

EC 決済協議会

＜機器メーカー＞ 2社

NEC プラットフォームズ(株)、オムロンソーシアルソリューションズ(株)

＜情報処理センター＞ 1社

(株)NTT データ

＜セキュリティ事業者＞ 1社

トレンドマイクロ(株)

＜消費者団体＞ 1団体

(一社)全国消費者団体連絡会

＜学識経験者＞ 1名

笠井修・中央大学法科大学院教授 (本会議議長)

【オブザーバー】

＜国際ブランド＞ 5社

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.、
ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株)、マスターカード・ジャパン(株)、
三井住友トラストクラブ(株) [ダイナースクラブ]、銀聯国際有限公司

＜団体事務局＞ 3団体

日本チェーンストア協会、(公社)日本通信販売協会、(一社)日本百貨店協会

＜官庁＞

経済産業省